

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年10月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号： 関東信越（東京）（受）第 2300602 号
厚生局事案番号： 関東信越（東京）（厚）第 2400070 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年7月1日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

令和3年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生年月日： 昭和46年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間： 令和3年7月1日から同年8月1日まで

A社に令和3年7月31日まで在籍していたが、同社に係る資格喪失年月日が同年7月1日となっている。雇用保険の加入記録、源泉徴収票及び退職証明書において、退職日は令和3年7月31日となっているので、当該資格喪失年月日を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された雇用保険被保険者離職票－2、雇用保険受給資格者証、令和3年分給与所得の源泉徴収票及びA社が令和3年9月9日付けで発行した退職証明書並びに同社から提出された請求者に係る賃金明細書により、請求者は、請求期間に同社に在籍し、当該期間に係る休業手当が支給されていることが確認できる。

一方、賃金明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、A社の事業主も当該厚生年金保険料を控除していないと回答している。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、令和3年8月1日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、賃金明細書により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額から、22万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号： 関東信越（東京）（受）第 2400034 号
厚生局事案番号： 関東信越（東京）（国）第 2400028 号

第1 結論

昭和 60 年 7 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 38 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 60 年 7 月から昭和 62 年 3 月まで

20 歳の頃は気にも留めていなかったが、昭和 62 年 4 月頃に両親に勧められ、自身の代わりに父親が私の国民年金の加入手続を行った。この時点で、3 年以上の未納期間があったが、遡って 2 年分の保険料を払えることを父親から知らされたので、私は父親に請求期間の国民年金保険料として約 18 万円を預け、父親がこのお金で自宅に来た集金人に当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料を払ってくれたはずである。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 62 年 4 月頃に父親が国民年金の加入手続を行い、父親に請求期間の国民年金保険料として約 18 万円を預け、父親が自宅に来た集金人に当該期間の国民年金保険料を付加保険料と併せてまとめて払った旨陳述している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び付加保険料を含む国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっています。証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号「*」の前後の番号が付番された任意加入被保険者に係る資格取得年月日により、昭和 62 年 7 月頃に行われたことが推認されるところ、請求期間当時の取扱いにより付加保険料を納付するためには申出が必要であり、その申出をした日の属する月以後の各月につき、定額保険料のほか、400 円の保険料を納付する者となることができるとされているが、オンライン記録によると、請求者の付加保険料の申出日は昭和 62 年 7 月 14 日と記録され、始期は同年 7 月となっていることから、当該申出日において、請求期間に係る付加保険料は納付することができない。

さらに、請求者が請求期間において住民登録をしていたとする A 市は、請求者が同市において

て国民年金の加入手続を行ったことが確認できる資料及び国民年金保険料の納付状況が確認できる資料については、文書保存期間経過のため保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第 2400185 号

厚生局事案番号 関東信越（東京）（国）第 2400029 号

第1 結論

平成元年2月から平成5年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和39年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成元年2月から平成5年7月まで

私は、婚約中の夫が昭和63年に設立したA社を手伝うため、それまで勤務していた会社を退職し、平成元年2月にB市C町の出張所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、納付書の納付期限内に銀行窓口で夫の分と一緒に納付していた。夫の国民年金保険料は納付済とされているのに、自身の保険料が未納とされているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年2月にB市C町の出張所で国民年金の加入手続を行い、納付書の納付期限内に銀行窓口で、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと陳述している。

しかしながら、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されていたところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号が払い出された形跡はない。

また、オンライン記録によると、請求者が昭和58年3月23日に取得した厚生年金保険被保険者資格に係る厚生年金保険被保険者記号番号（＊）に基づいて、平成9年1月1日に基礎年金番号が付番されているところ、当該基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得したのは平成26年7月1日（処理年月日：平成26年8月5日）であり、同年7月1日より前に国民年金に加入した記録はないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、上述のとおり、請求者は、納付書の納付期限内に夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者の夫の年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険

者となった日」欄には、昭和 55 年 * 月 * 日と記載されているものの、オンライン記録で確認できる当該資格取得日に係る処理日は、平成 2 年 6 月 5 日であることから、夫は、同年 6 月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、当該加入手続時点より前の国民年金保険料納付済期間のうち、昭和 63 年 12 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、過年度保険料として遡って納付していると認められる。

加えて、B 市役所は、保存期限経過のため、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。